

地区公民館建設費補助金（コミュニティ助成事業）について

穴部公民館の老朽化に伴う建替え工事の事業費に対し、一般財団法人自治総合センターの平成31年度コミュニティ助成事業助成金を財源とし、当該公民館を管理する穴部自治会に補助金を交付する。

1 既存公民館の概要

- | | | | |
|---------|-------------|---------|--------------|
| (1) 名称 | 穴部公民館 | (4) 建築年 | 昭和43年(1968年) |
| (2) 所在地 | 小田原市穴部557番地 | (5) 床面積 | 233.28㎡ |
| (3) 構造 | 木造2階建 | | |

2 新築工事の概要

- | | | | |
|---------|---------|------------|-----------------------------|
| (1) 構造 | 木造平屋建 | (3) 工事予定期間 | 令和元年(2019年)8月~令和2年(2020年)1月 |
| (2) 床面積 | 219.44㎡ | (4) 工事費 | 50,336千円 |

3 助成額 15,000千円

対象事業費46,376千円(解体工事・外構工事を除く)の5分の3以内 上限15,000千円

4 財源内訳

コミュニティ助成事業助成金	15,000千円
穴部自治会一般会計	35,336千円
合計	50,336千円



穴部公民館位置図

松永記念館整備活用事業について

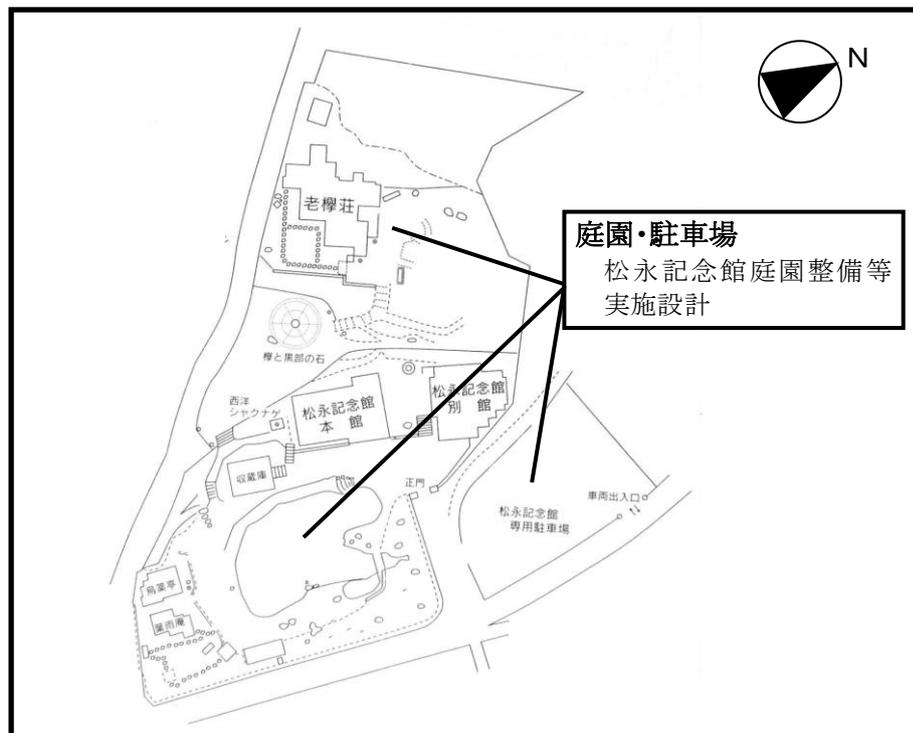
「小田原市歴史的風致維持向上計画」に基づく計画推進事業の一つとして、老樗荘・葉雨庵（登録有形文化財）等の歴史的建造物や松永耳庵が作庭した庭園（日本の歴史公園 100 選）等からなる松永記念館の改修・整備等を進めており、令和元年度は耳庵ゆかりの茶室「無住庵」の松永記念館敷地内への移築復元工事及び庭園・駐車場整備に向けた実施設計を実施する。

1 整備年次スケジュール

平成 23 年度	松永記念館整備基本プラン・改修基本設計作成
平成 27 年度	無住庵の無償譲渡及び移築に関する覚書締結
平成 28 年度	無住庵無償譲渡契約、所有権移転登記完了、 歴史的風致形成建造物へ指定
平成 29 年度	無住庵現況調査、解体保管工事实施設計、復元基本設計
平成 30 年度	無住庵解体保管工事、同工事監理、部材調査・復元実施設計
<u>令和元年度</u>	<u>無住庵移築復元工事・同工事監理（当初予算）</u> <u>庭園整備等実施設計（6月補正予算）</u>
令和 2 年度	庭園整備等工事（予定）

2 補正予算内容

松永記念館庭園整備等実施設計委託料
（財源内訳）社会資本整備総合交付金、一般財源



松永記念館改修整備等位置図

小田原城天神山回遊路整備事業について

清閑亭の敷地である「三の丸外郭清閑亭土塁」と、隣接する「三の丸外郭新堀土塁」を結ぶことにより、通行者の利便を図り、本丸・二の丸（城址公園）から総構までの史跡小田原城跡の回遊性を高めるため、市道 2207 に接する国際医療福祉大学敷地及び県有地に回遊路を整備する。

今年度は、整備のために実施設計を行い、令和 2 年度に整備工事を行う。

1 事業年次スケジュール

令和元年度 実施設計

令和 2 年度 整備工事（予定）

2 補正予算内容

小田原城天神山回遊路整備実施設計委託料

（財源内訳）社会資本整備総合交付金、地方債、一般財源

3 回遊路用地

国際医療福祉大学及び県から貸借（10 年以上の長期契約を予定）

4 位置図



5 現状写真



6 整備後のイメージ（類似事例）



小田原文学館整備活用事業について

「小田原市歴史的風致維持向上計画」に基づく計画推進事業の一つとして、国登録有形文化財及び歴史的風致形成建造物に指定されている小田原文学館の整備を進めており、令和元年度は文学館管理棟の耐震補強と劣化部分の改修工事を行う。

1 整備年次スケジュール

平成 25 年度	建物調査・測量調査他
平成 26 年度	構造調査
平成 28 年度	白秋童謡館改修工事实施設計
平成 29 年度 ～30 年度	白秋童謡館改修工事 (耐震補強、劣化・屋根改修工事)
平成 30 年度	小田原文学館本館・管理棟改修工事实施設計 案内板・説明板製作設置
令和元年度	小田原文学館管理棟改修工事（耐震補強、劣化改修工事）
令和 2 年度	小田原文学館本館劣化改修工事（予定）

2 補正予算内容

- 小田原文学館管理棟改修工事監理業務委託料
- 小田原文学館管理棟改修工事請負費
(財源内訳) 社会資本整備総合交付金、地方債、一般財源



小田原アリーナ非常用放送設備改修工事について

1 事業概要

小田原アリーナにおいて消防点検を行ったところ、火事等の非常時に館内に緊急放送を流す非常用放送設備から自動で放送が流れないことが分かり、原因究明のため設備内部の調査を行った結果、経年による基盤の不具合が原因であることが判明したことから、施設の安全性を確保するため、早急に改修工事を行う。

2 内容

非常用放送設備改修

(非常用放送設備の役割)

- ・ 非常ベルや煙感知器等からの異常信号の受信機能
- ・ 受信情報に基づく非常用放送機能
- ・ 館内全体の通常放送機能

このうち、非常用放送機能に不具合が生じたが、基盤部品が既に生産中止となっており、部分修繕ができないため、設備全体を改修する。

3 補正予算内容

小田原アリーナ非常用放送設備改修

(財源内訳) 地方債、一般財源

4 設備の状況



非常用放送設備



副受信機・放送マイク

小田原テニスガーデン夜間照明改修工事について

1 事業概要

小田原テニスガーデン北側コートには夜間照明が8基設置されているが、使用している照明電球のメタルハライドランプが生産中止となり在庫もほとんどないことから、今後の施設利用に支障を来すことのないよう、早急に照明を改修する。

なお、改修に当たっては、長寿命で電気料も安いLED照明へ改修する。

2 整備概要

小田原テニスガーデン北側コート 夜間照明8基

- ・照明器具をLED照明へ交換
- ・支柱や配線等は既存のものを利用

3 補正予算内容

小田原テニスガーデン夜間照明改修

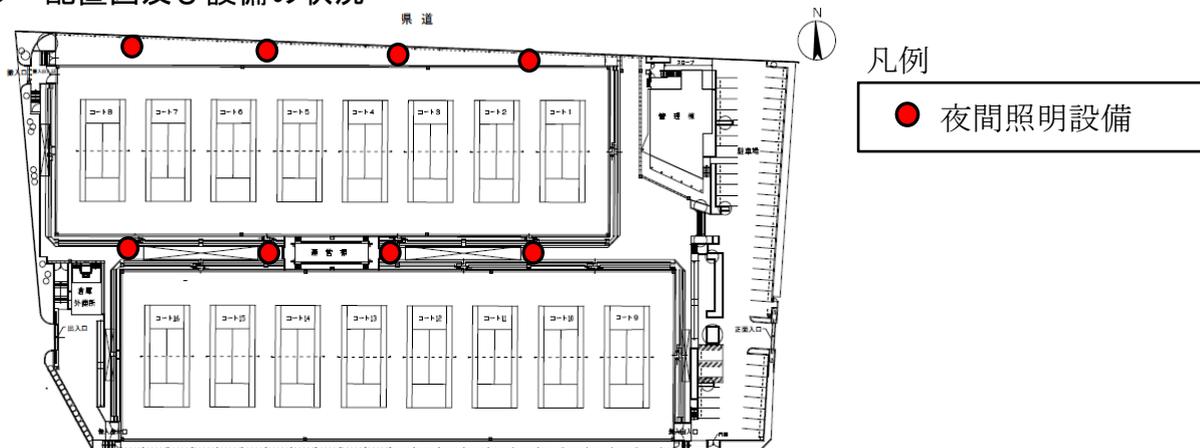
(財源内訳) 地方債、スポーツ振興くじ助成金、一般財源

4 改修効果

消費電力で比較した場合、既存照明では1,090W/台が、LED照明にすると506W/台となる。

(照明設備1基当たり照明9台)

5 配置図及び設備の状況



地域医療介護総合確保基金事業費補助金について

1 概要

第7期おだわら高齢者福祉介護計画の施設整備計画に基づき、公募選定した事業者に対する補助金について、財源となる県補助金の単価改定に伴い補正する。

2 補助金単価の増額

補助対象経費	現行	改定後
施設の整備に必要な工事費等(A)	32,000 千円	33,600 千円
施設の開設準備に必要な職員人件費、備品等の購入経費等(B)	800 千円	839 千円

3 補助対象及び補助金額（補正予算額 5,365 千円） （単位：千円）

施設種別	日常生活圏域	法人名	補助金額	
			補正前	補正後
認知症高齢者グループホーム	第7圏域(桜井)	オセアンケアワーク株式会社	(A) 32,000	33,600
			(B) 14,400	15,102
			(計) 46,400	48,702
小規模多機能型居宅介護	第1圏域 (緑、万年、幸、芦子)	有限会社 前田介護相談所	(A) 32,000	33,600
			(B) 7,200	6,712
	第6圏域(富水) 又は 第7圏域(桜井)	再公募 ※	(計) 39,200	40,312
合計			124,800	130,165

※ 選定事業者から辞退の申出があったため、再公募を行い今年度中に選定する。

4 位置図

認知症高齢者グループホーム
栢山 1121 番地の 5（第7圏域）



小規模多機能型居宅介護
浜町1丁目10番42号（第1圏域）



5 財源

地域医療介護総合確保基金事業費補助金（県 10/10）

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

1 概要

令和元年（2019年）10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の可否等について、令和2年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたことを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。

2 支給対象者

支給対象者は、以下のすべての要件に該当する者を基本とする。

- ① 令和元年（2019年）11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ② 基準日（令和元年（2019年）10月31日）において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。）

◎小田原市の支給対象者 約140人

3 予算額（2,450千円）※全額国庫負担（10/10）

給付金2,450千円（一人当たり17,500円）

4 スケジュール

令和元年（2019年）	7月	周知広報・申請勧奨
	8月～10月	申請受付
	11月～12月	審査・支給決定
	1月	決定通知書発送・支給

幼児教育無償化について

1 目的

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として本年10月から幼稚園、保育所等の保育料を無償化する。

2 無償化の内容

対象：3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども

- ① 幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業の利用料
- ② 保育の必要性がある子どもの認可外保育施設、一時預かり事業、幼稚園の預かり保育等の利用料

施設区分		無償化の対象及び範囲
①	幼稚園(新制度)、保育所、認定こども園、小規模保育事業	市が定める保育料 (従来からの新制度対象施設)
	幼稚園(新制度未移行)	月額 2.57 万円までの利用料
②	認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター	月額 3.7 万円までの利用料 〔0歳から2歳の住民税非課税世帯については月額 4.2 万円までの利用料〕
	幼稚園預かり保育	月額 1.13 万円までの利用料

※食材料費については無償化の対象外となるため、保護者が施設に実費を支払う。
ただし、低所得者世帯については免除となる。

3 子育てのための施設等利用給付の創設

無償化を実現するため、国は子ども・子育て支援法を改正し、これまで法に位置付けされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の給付制度を新たに創設する。(上記表の破線囲み部分)

4 負担割合

国 1/2、県 1/4、市 1/4 (公立施設は 10/10) の割合でそれぞれ負担する。保育料の減収や市の負担増加分は消費税率引き上げに伴う財源を活用することとなるが、初年度については国から臨時交付金が交付される。

5 補正予算の内容

(単位 千円)

事業費	
公立保育所・幼稚園運営経費	0
無償化による保育料減 (歳出変わらず)	
合計	0

財源	
保育料 (うち幼稚園分)	△47,492 (△23,173)
食材料費	6,345
合計	△41,147

(単位 千円)

事業費	
システム改修委託料 等	28,983
子どものための教育・保育給付費	42,575
保育料を保護者から直接徴収する施設 に対する給付費	
子育てのための施設等利用給付費	258,195
新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等 の新たに創設された給付費	
実費徴収に係る補足給付事業費補助金	5,832
低所得者世帯に対する食材料費補助金	
私立幼稚園就園奨励費補助金	△62,002
合計	273,583

財源	
国庫支出金	28,510
一般財源	473
国庫支出金	203,633
県支出金	101,772
保育料	△221,303
一般財源	△41,527
国庫支出金	129,097
県支出金	64,548
一般財源	64,550
国庫支出金	1,944
県支出金	1,944
一般財源	1,944
国庫支出金	△18,601
一般財源	△43,401
合計	273,583

6 スケジュール

時期	利用者・施設
令和元年 4月～	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園及び認可外保育施設への概要説明と意見交換 保育所等への概要説明と意見交換
6月～	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園利用者への認定申請の案内
7月～	<ul style="list-style-type: none"> 広報及び市ホームページによる周知 認可外保育施設利用者への認定申請案内
9月～	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等利用者への説明 保育料無償化に係る通知
10月～	<ul style="list-style-type: none"> 無償化実施

新病院建設事業について

1 事業概要について

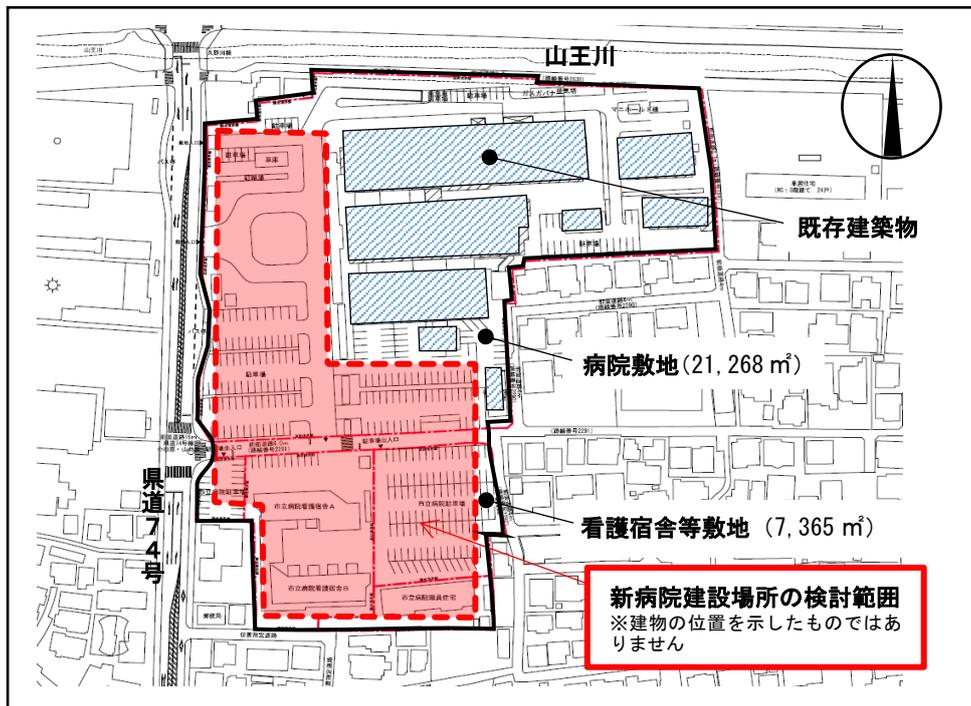
(1) 経過

平成 30 年(2018 年)12 月 小田原市立病院再整備基本構想を策定
 現地建替えの可否を見極めた上で基本計画を策定
 同 厚生文教常任委員会に報告

(2) 現地建替えの可否

ア 新病院の建設場所の検討範囲

- ・主として市立病院駐車場及び看護宿舍等の範囲



イ 想定した新病院の規模

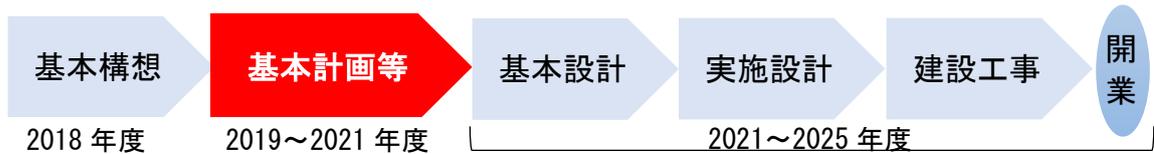
- ・基本構想で示した延べ面積の最大 (約 40,000 m²) を想定

項目	新病院	現病院
施設用途	病院 (400 床程度)	病院 (417 床)
敷地面積	約 28,000 m ²	21,268 m ²
延べ面積	約 40,000 m ²	23,562 m ²
階数	7 階建	7 階建
駐車場	約 380 台	来院者 272 台、職員 96 台
その他	周辺の市街地環境の維持に支障のないよう、道路幅や敷地外周等に空地等を配置	—

ウ 建替えの可否

- ・既存の土地利用規制等を踏まえ、現地建替えの可否について検討した結果、イの規模の建物が、建築可能であることが確認できた。

(3) 事業スケジュール（全体）



2 基本計画策定等支援業務について

基本構想を受けて、新病院の建設についてより具体的に検討するため、基本計画の策定を進めることとし、次の業務の実施に関しては、病院建設の豊富な知識・経験を有する者による量的支援、及びコスト縮減や工期短縮、想定されるリスクの洗い出しとその最小化を図る等のための技術的支援を受けるものである。

(1) 新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託

ア 基本計画策定支援

- ・ 病床機能・規模の検証
- ・ 診療部門別計画及びヒアリングの実施補助
- ・ 医療機器調査及び整備計画
- ・ 事業収支計画
- ・ 新病院建設に関する助言、他病院事例の紹介
- ・ 各会議体の運営補助（資料及び議事録作成）
- ・ ブロックプラン（概略図）作成
- ・ マスタースケジュールの作成 など

イ 予備設計図書作成支援

- ・ 基本計画図等建設案の作成
- ・ 事業費・工事費概算の算出
- ・ 設計・施工スケジュールの作成 など

ウ 設計者等選定支援

- ・ 発注仕様書の作成 など

(2) 委託期間

令和元年(2019年)9月～令和3年(2021年)9月（予定）